

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日)
（當日は休きがと日）

目 次

◇選管告示

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長等の選任

参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所

参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式

参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者一人につき選挙運動

に關して支出することができる金額

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時

を定めるくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示

の掲載順序のくじを行う日時等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順

序のくじを行う日時等

参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の
数等

◇参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあつた選
取県選挙 挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

区選出議員選挙

選管告示

参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあつた選
立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所等

区選出議員選挙

選管告示

選管告示

選管告示

鳥取県選管告示第四十六号

平成十年七月十二日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びに
これらの職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公
職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとお
り選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十年六月二十五日

鳥取県選管委員会委員長 野口欣悦

1 選挙長 米子市東福原二丁目三十五野口欣悦
2 選挙長の職務代理者 鳥取市西品治八六一一佐藤健

二 参議院比例代表選出議員選舉

米子市東福原二丁目二一五

野口 欣悦

1 選舉分會長

鳥取市西品治八六一一

佐藤 健

2 選舉分會長の職務代理者

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県選舉管理委員会告示第四十七号
平成十年七月十一日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分會長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

平成十年六月二十五日

鳥取県選舉管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選舉管理委員会告示第四十八号

平成十年七月十二日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

備考

- 1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選舉管理委員会の印は、刷込み式とする。

平成十年六月二十五日

鳥取県選舉管理委員会委員長 野 口 欣 悅

(参議院鳥取県選舉区選出議員選挙の投票用紙)

平成十年執行

参 議 院 鳥 取 県
選 擧 区 選 出 議 員 選 擧 投 票鳥 取 県
選 擧 管 理 委 員 会 印

こうほしゃしめい 候補者氏名

○ 注 意

1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

平成十年執行

参 議 院

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

比例代表選出議員選挙投票

政党その他の政治
団体の名称又は略称

○ 注意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内

ひとつ書きのこと。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

平成十年七月十二日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一日 時 平成十年六月二十五日 午後五時十分

二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室

- 鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号**
- 平成十年七月十二日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

平成十年七月十二日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百七十五条第三項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年

六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号) 第六十六条第一項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一日 時 平成十年六月二十五日 午後五時二十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

平成十年七月十二日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一日 時 平成十年六月二十六日 午後五時十分

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

平成十年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のく

じを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一日 時 平成十年六月二十九日 午前十時

二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第五十五号

平成十年七月十二日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会

1 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

2 日 時 平成十年七月十四日 午後一時三十分

二 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会

1 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁

2 日 時 平成十年七月十四日 午後二時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十年六月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一六〇、九三三	九、六五六
三七、四〇九	一六〇、九三三
三五、五六〇	一三、一九〇
九、八八九	六、九一六
一三、八四四	六、一〇三
一八、一一四	一三、九一七
五、九九五	

平成十年六月二十五日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 野 口 欣 悅

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
二日時 平成十年七月九日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成十年七月十二日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十年六月二十五日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 野 口 欣 悅

一場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
二日時 平成十年七月九日 午後五時二十分

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十年七月十二日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。